

総務常任委員会要点記録

日 時： 令和3年1月15日（金）
午後1時00分～午後1時26分
場 所： 議場

出席委員 (6人)	委員長 委員 委員 委員	松田 だいすけ 安齊 きみ子 藤條 たかゆき あらたに 隆 見	副委員長 委員 委員	板橋 茂 しのづか 元 折戸 小夜子
欠席委員 (1人)				

出席説明員
なし

案 件

	件 名	結 果
1	2 陳情第 2 1 号 再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書を国会・ 政府に提出することを求める陳情	継続審査

午後1時00分 開会

松田委員長 あらたに委員から1日欠席との連絡があった。ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより総務常任委員会を開会する。

本日はお手元に配付した審査日程により進めさせていただく。

日程第1、2陳情第21号、再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書を国会・政府に提出することを求める陳情を議題とする。

本件は閉会中の審査となっているものである。

なお、2陳情第21号については、署名の追加があったので、事務局より報告させていただく。願います。

山本議会事務局次長 2陳情第21号について、これまでの署名は29名であった。本日まで追加の提出が27名あった。合計して56名である。

以上である。

松田委員長 本件については、陳情者から発言の申出がある。

多摩市議会基本条例第6条第3項の規定により、これを許可することにご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

松田委員長 ご異議なしと認める。よって、発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げる。議会で定める要領により、発言は5分以内となっている。なお、1分前になったら、その旨をお知らせするので、時間内で発言をお願いします。

また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に、陳情書に沿って発言してほしい。

それでは、氏名をおっしゃってから御発言いただきたい。

陳情者（森本衆代氏） 再審法改正を目指す多摩市民の会の森本と申す。

本日は、代表の峯岸のほうから趣旨説明をさせていただき予定だったが、体調不良のため急遽私に代わらせていただいたので、不慣れで御迷惑をかけるかもしれないが、よろしく願います。

最初に、峯岸からのものを代読させていただく。

2000年代以降、名張、布川、東電OL、袴田事件など、11件もの

再審開始決定があり、足利、布川など、5件の無罪が確定している。

しかし、他方、袴田事件のように、第一次再審請求は27年もかかった末に棄却されるなど、再審を阻む理不尽な動きも明らかになっている。その元凶として、再審制度の不備に問題があるとマスコミでも取り上げられ、再審法を改正する必要があるとの共通認識が広まってきている。

再審法は、大正11年の旧刑事訴訟法のままで、審理のルールもなく、証拠開示の規定も全くない。今こそ、冤罪被害者を救い出す再審制度にしなければと思う。

私たちは、具体的に再審のための全ての証拠開示、検察官の不服申立ての禁止、再審における手続の整備を求めている。これによって、いわれなき罪によって苦難を強いられている冤罪被害者を救済したいと考えている。ぜひ私たちの真意を酌み取っていただき、この陳情を採択していただくようお願い申し上げます。

若干の補足説明をさせていただきます。

陳情にあるように、再審のための全ての証拠を開示することについてだが、昨年、テレビ番組などでも随分出されたが、燃やしてなくなったという証拠のTシャツが、検察が隠して出てきたとか、それから、現場検証の写真の順番を変えていたというような、捏造された証拠を出されているとか、昨年3月に無罪になった湖東記念病院の西山美香さんなどは、起訴される前に、既に解剖医の捜査報告書で、たんが詰まった可能性が高いということを検察は知っていたが、その証拠を出したのが一昨年の8月になってからというような状態で、最初から証拠が全部出されていたら、こんなことにはならなかったのではないかと思う。ぜひとも全ての証拠を開示することを盛り込まなければならないと思う。

それから、先ほど袴田事件の話が出ていたが、袴田さんは、45年間、拘置所に入っていた。そして、2014年、静岡地裁で、刑の執行も停止し、なおかつ再審するという決定が出されたが、その後、高裁になり、去年の暮れに最高裁が高裁に差し戻すという決定を出した。

本来、裁判は公開のものだが、決定だと、公開でなくてもできる。なぜそうなっているのかも分からない状態で、2014年から昨年末まで、ど

のようになるかも分からないまま過ごされてきて、なおかつ、今、差し戻されて、再審するかどうかを審理しているというような状態である。余りにも長過ぎる。実体審理に入る前に、再審の開始を決定するか、しないかを決める。こんなことを検察にずっと許していたら、本当に冤罪の人を助けることはできないのではないかと思う。

冤罪は、特別な人になるものではないと思う。周防監督の映画にあるように、痴漢冤罪事件や、それから、元厚生労働省の政務次官の村木さん。自分が巻き込まれるまでは、司法に関心がなかったとおっしゃっている。それを今は本当に反省している。私も、そこに心を動かされて、この運動を進めていきたいと思っている。

無実の人は本当に無罪に。これをすべく、ぜひ多摩市議会でも、国に速やかな法改正を進めるように意見書を全会一致で提出していただくよう、願います。今日はどうもお時間ありがとうございます。

松田委員長

以上で市民発言を終わる。

本件は、再審法の速やかな改正を求める意見書を市議会から国へ提出するよう求めるものである。よって、陳情内容への賛否、また、議会としての意見書提出の賛否について、委員間の意見交換を行いたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長

ご異議なしと認める。

これより、意見交換を行う。意見はないか。

安斉委員

それでは、私は具体的に提案をしたいと思っている。

先日、委員長をはじめ、各委員の皆さんに、日弁連の決議、「えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議」というものをお渡しした。つきましては、日弁連のほうにお願いをして、私たちが少し学ぶということで、参考人質疑を正式に求めていきたいと思っている。

というのは、私も、これまで冤罪事件と言われる幾つかの事件はニュースで見聞きしていたが、やっていないという人の真実を分かってほしいという強い思い、それから裁判の判決を受けて、獄中で長い年月を過ごした

人たちの苦しさ。それから、御本人だけではなく、その家族にも及ぶという、このような冷たい世間の風。このようなことから、その無念を晴らし、真実を認めてもらい、普通に暮らせるということが肝腎だと思うわけである。

それにしても、私も、本当に司法についてというか、このような冤罪についても全く無知に近い状況である。そもそも、現行の再審法について、よく理解できていないところもある。

そのような意味でも、ぜひとも皆さんの同意を得て、日弁連を通して参考人質疑を、閉会中、2月あたりになるのかと思うが、コロナのこともあるが、ぜひ調整をしていただいて、実現させていただきたいと思うが、いかがだろうか。

松田委員長

ほかに意見はないか。

板橋委員

実は、私は救援会の新聞、救援新聞というものを取っているが、今月、正月号、1月5日号で報じられているのが、先ほどあった袴田事件についての超党派の取組が書かれている。死刑囚の袴田巖さんの再審開始と、再収監阻止を求めて、12月11日に街頭行動が行われたようであるが、この超党派の行動には、鈴木宗男参議院議員、また、鈴木貴子自民党衆議院議員、また、社民党の福島みずほ参議院議員、公明党の大口義徳衆議院議員が連帯の挨拶が行われるというような状況である。

本当にこの袴田事件も、もう40年にもわたって、今、こういった状況が続いているということは、やはり再審の在り方というのが、被害者の方に権利が認められていないような状況が非常にあるといったことで、長引いていることもあると思うが、本当にこれは見直しをする必要があるし、また、現行の刑事訴訟法について、やはり私たち自身がもっと勉強して、それなりの最終的な形で議会としての決を出すべきではないかという意味では、今の安斉さんからの継続審査というのは私も賛成だが、今、議会で規定しているのは、学習会をする場合は参考人という形で来てもらうと、講師謝礼が払えるような規定も、議会でつくっているのも、そういったことなども活用しながら、勉強会ができればと私は思っている。

以上である。

松田委員長 ほかに意見はないか。

折戸委員 ただいま、安斉さん、板橋さんから提案されていることに、私も賛同する。ぜひもう少し、しっかりと私たちも学習をして、そしてまた、国会議員の超党派の人たちも具体的な行動をしていращるようであるので、私も、ぜひ皆さんと一緒に学習した上で、最終的な判断をしていくということがやはり一番いいのではないかと思うので、ぜひそうしていただきたいと思う。

コロナ禍で、日程的に厳しい部分はあるかもしれないが、できるだけ委員長のお計らいも含めて、日弁連の方と連絡を取って、日程調整をした上でやっていただきたいことをお願いしたいと思う。

以上である。

松田委員長 ほかに御意見はないか。

しのづか委員 私も、安斉さんの提案どおり、継続で賛成する。

松田委員長 ほかに御意見は。よろしいだろうか。

継続審査ということで話が出ているので、一旦ここで暫時休憩する。

午後1時15分 休憩

午後1時25分 再開

松田委員長 それでは、再開する。

お諮りする。本件については、今回の陳情にあった再審法、また、刑事訴訟法について深く勉強し、調査していくことが必要であるという理由により、慎重審査のため継続としたい。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 ご異議なしと認める。よって、本件は継続審査とする。

以上で本日の日程は全て終了した。

これをもって総務常任委員会を閉会する。

午後 1時26分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

総務常任委員長

松田 だいすけ